令和8年10月1日から

建退共の制度が一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和8年10月1日から施行されることに伴い建退共の制度が下記のとおり変更されます。

退職金の予定運用利回りの引き上げに伴い、退職金額が変わります。

1. 中小企業退職金共済法に基づき5年ごとに退職金額等の見直しを行うこととされており、見直しの結果、退職金の予定運用利回りが1.3%から**1.5%**に引き上げられます。
2. 令和3年10月1日以降の掛金納付があり、かつ退職金請求事由が令和8年10月1日以降の場合は、令和3年10月1日以降の掛金納付分についても1.5%の予定運用利回りが適用されます。
3. 令和8年10月1日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおり1.3%のままとなります。
4. 掛金日額は変わりませんので、現在の共済証紙(320円)を継続してご使用になれます。
5. 退職金ポイントも変わりません。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和8年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,543,856円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,148,656円
5年(60月)	415,296円	35年(420月)	3,783,024円
10年(120月)	903,168円	40年(480月)	4,449,648円
20年(240月)	1,978,032円	45年(540月)	5,164,656円

(注)1. この表は、日額320円から掛金納付を始めた人の場合で、証紙・ポイント252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

2. 改定後の退職金額は、請求事由発生年月日が令和8年10月1日以降となる方が対象となります。

3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。

4. 遺族請求の場合、掛金納付月数が12月以上24月未満における退職金額は、掛金相当額となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ　建退共本部 TEL : 03-6731-2831　FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ　https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/